

県域社会福祉団体支援助成事業実施要領

1 目的

県域で活動する社会福祉団体（更生保護団体を含む。）による広域での福祉課題の解決に向けた活動に必要な事業経費の支援を行うことにより、県全域の社会福祉事業の活性化を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体等

県広域で活動する社会福祉法人・団体及び県更生保護協会

(2) 助成対象事業

① 共同募金助成金が主体となって実施される地域福祉の推進を図ることを目的とした事業（福祉の専門性を高める研修、地域課題解決事業等）

② 東北ブロック大会及び全国大会等の主催に伴う事業

(3) 対象外事業・経費

① 国又は地方公共団体の責任に属するとみられる事業

② 他団体又は下部組織への運営費補助事業

③ 会員、構成員等同志の親睦のみを目的とした事業

④ 申請団体の組織運営及び事務管理に係る経費

⑤ 全国大会や研修会等の参加に係る経費

⑥ 飲食経費（福祉サービス利用者に提供するものは除く）

⑦ 宿泊経費（宿泊体験を主たる目的とする事業は除く）

⑧ 機関誌又は広報誌等発行事業に係る直接経費（印刷製本費・送料）以外の経費

(4) 助成額及び助成率

① 1 申請者あたり 1 事業 50 万円を助成限度額とし、予算枠 1,000 万円の範囲内で助成する。（助成額は万円単位で千円未満は切り捨て）ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を総事業費から減じて算出する。

② 助成率は申請事業 1 事業につき総事業費の 75%以下とする。（募金総額と申請総額の調整により助成率が下がる場合がある。）

③ 申請事業限度数は 1 申請者あたり 5 事業までとする。

④ 東北ブロック大会及び全国大会等開催事業への助成については定額助成（60 万円）とする。

⑤ その他、団体の運営状況等を考慮し、助成額を決定する。

3 募集期間

平成 29 年 5 月 22 日（月）～6 月 23 日（金）

4 申請書の受付及び提出書類について

助成金の交付を受けようとする法人・団体については、次の書類を市町村共同募金委員会を經由して本会に提出するものとする。(県民福祉プラザ内の県域団体については、本会に直接提出するものとする。)

- ① 共同募金助成申請書(様式第1号)
- ② 助成申請事業の概要(別紙A・3)
- ③ 前年度事業報告書・収支決算書
- ④ 当該年度事業計画書・収支予算書
- ⑤ 実施事業に係る見積書、製品カタログ
- ⑥ その他本会が特に必要とする関係書類

5 留意事項

- (1) 継続性のある事業に対する助成については、その事業の効果・成果測定を実施のうえ、3年に一度見直しをする。
- (2) 助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。(プレゼンテーションの実施)
- (3) 本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は平成29年4月1日より施行する。